第明治三十五種郵便物認可

(注)　島根大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業は、省エネルギーサービス契約を締結したものであり、当該契約において本学が使用する省エネルギー設備は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金の交付を受けています。

なお、翌期以降支払予定額は、当該年度の光熱水料等エネルギー削減額により、変動する場合があります。

また、本学の責に帰すべき事由により契約期間を満了せずに終了した場合は、省エネルギー設備に係る解約損害金及び違約金が発生する場合があります。

Ⅴ．法人移行時に係る固有の会計処理等

①　損益計算書の注記　（単位：千円）

注）当期総損失のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	380,041
当該借入金により取得した資産の減価償却費	109,749
当期総損失に与える影響額（差引き）	270,292

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	0
合計	270,292

②　貸借対照表の注記　（単位：千円）

注）繰越欠損金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	6,417,750
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	4,290,242
繰越欠損金に与える影響額（差引き）	2,127,508

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人化移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	321,305

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　135,270

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　202,454

合計　2,786,538

Ⅵ．金融商品の時価等の開示

１．金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び金銭信託に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センター及び民間金融機関からの借入により調達しております。

資金運用に当たっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、国立大学法人島根大学経理規則等に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院及び学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	1,001,797	1,025,736	23,939
⑵　現金及び預金	5,149,727	5,149,727	―
⑶　未収附属病院収入	3,052,171		
徴収不能引当金（＊２）	△ 32,104		
	3,020,067	3,020,067	―
⑷　国立大学財務・経営センター			
債務負担金	(1,937,431)	(2,079,332)	(141,901)
⑸　長期借入金	(16,049,636)	(16,714,596)	(664,960)
⑹　未払金	(3,157,565)	(3,157,565)	―

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊２）　未収附属病院収入に計上している徴収不能引当金を控除しております。

(注)　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

⑵　現金及び預金、並びに⑶　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、本学制定の「貸倒損失・貸倒引当金に係る取り扱いについて」に基づき時価を算定しております

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑹　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅶ．賃貸等不動産の時価等に関する注記

本学は、松江地区などにおいて寄宿舎等を有しておりますが、賃貸等不動産の総額が重要性に乏しいことから、注記を省略しております。

Ⅷ．減損に関する注記事項

該当ありません。

Ⅸ．重要な後発事象

該当ありません。